



第14条第1項第5号の次に次の1号を加える。

(5)の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日(当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間

第14条第3項中「第1項第8号」を「第1項第5号の2、第8号」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第4項中「第1項第8号」を「第1項第5号の2、第8号」に改める。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

金沢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月20日

金沢市長 山 野 之 義

#### ●金沢市規則第60号

金沢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

金沢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年規則第16号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項第9号中「、第8号及び第11号」を「、第6号及び第9号」に改め、同号を同項第14号とし、同項中第4号から第8号までを5号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の5号を加える。

(4) 会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日(当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間

(5) 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間

(6) 女性の会計年度任用職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)

(7) 会計年度任用職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他これに準ずる者として市長が定める者を含む。以下この号及び次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 会計年度任用職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後4週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内の期間

(8) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

第17条第2項第5号及び第6号を削り、同項第7号中「民法」の次に「(明治29年法律第89号)」を、「児童福祉法」の次に「(昭和22年法律第164号)」を加え、同号を同項第5号とし、同項中第8号から第11号までを2号ずつ繰り上げ、同項第12号中「、前項第9号」を「、前項第14号」に、「第8号」を「第6号」に、「前項第9号に規定する休暇との」を「同項第14号に規定する休暇との」に改め、同号を同項第10号とし、同条第4項中「第2項第4号、第9号及び第10号」を「第1項第4号、第7号及び第8号並びに第2項第4号、第7号及び第8号」に改め、同条第5項中「第16条第6項」を「前条第5項」に、「第2項第4号、第9号及び第10号」を「第1項第4号、第7号及び第8号並びに第2項第4号、第7号及び第8号」に改める。

附 則

1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

2 改正前の第17条第2項第5号又は第6号の規定による無給の休暇で、この規則の施行の日以後も休暇が継続するものについては、同日以後の期間に関し、改正後の第17条第1項第5号又は第6号の規定による有給の休暇として取り扱うものとする。

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月20日

金沢市長 山 野 之 義

## ●金沢市規則第61号

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第3条前段中「公務」を「公務上の災害」に、「により生じた」を「による災害」に改める。

第4条第2項第1号中「の長」を削る。

別表第1第8号中「心筋こうそく」を「心筋梗塞」に、「肺そく栓症、大動脈りゅう破裂（解離性大動脈りゅうを含む。）」を「重篤な心不全、肺塞栓症、大動脈解離」に、「脳血栓症、脳そく栓症、ラクナこうそく」を「脳梗塞」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月20日

金沢市長 山 野 之 義

## ●金沢市規則第62号

金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則（昭和44年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第19条の3の見出し中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条第1項中「第231条の2第6項」を「第231条の2の2」に、「同項」を「納入義務者が同法第231条の2の3第1項」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に、「による納付の承認をした」を「に収入の納付を委託した」に、「当該承認をした」を「指定納付受託者による納付である」に改め、同条第2項中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に、「当該承認」を「当該委託」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 第1項の場合において、企業出納員は、次の形式の印を使用するものとする。

丸型ゴム印日付回転式  
径2.5cm

第28条第1項中「第19条」の次に「、第19条の3」を加え、「又は払い出しする」を「、又は払い出す」に改める。

附 則

この規則は、令和4年1月4日から施行する。

金沢市宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月20日

金沢市長 山 野 之 義

## ●金沢市規則第63号

金沢市宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市宿泊税条例施行規則（平成30年規則第50号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「の承認を受けた」を「に規定する関係帳簿又は関係書類に係る電磁的記録又は電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムの作成、備付け及び保存をしようとする」に改め、「条例第13条又は第14条に規定する関係帳簿又は関係書類に係る電磁的記録又は電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムの」を削り、同条第4項中「第4条第3項各号に掲げる」を「第3条第3項に規定する」に改める。

第11条及び第12条を削る。

第13条中「様式第17号」を「様式第15号」に改め、同条を第11条とし、第14条を第12条とする。

様式第15号及び様式第16号を削る。

様式第17号中「第13条関係」を「第11条関係」に改め、同様式を様式第15号とする。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

金沢市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月20日

金沢市長 山 野 之 義

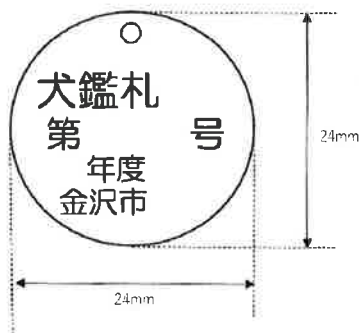
●金沢市規則第64号

金沢市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

金沢市狂犬病予防法施行細則（昭和26年規則第11号）の一部を次のように改正する。

別記様式第8号の2を次のように改める。

別記様式第8号の2（第3条関係）

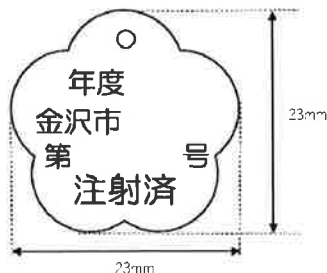


備考

- 1 鑑札は、耐久性のある材料で造られ、首輪、胴輪その他その犬が着用するものに付着させることができるように穴をあけたものとする。
- 2 「犬鑑札」の文字は、日本産業規格 Z8305に規定する12ポイント以上の大きさの文字を用いる。

別記様式第9号の2を次のように改める。

別記様式第9号の2（第4条の2関係）



備考

- 1 注射済票は、耐久性のある材料で造られ、首輪、胴輪その他その犬が着用するものに付着させることができるように穴をあけたものとする。
- 2 「注射済」の文字は、日本産業規格 Z8305に規定する8ポイント以上の大きさの文字を用いる。
- 3 色は、令和4年度に実施する狂犬病の予防注射の注射済票にあっては黄、令和5年度に実施する狂犬病の予

防注射の注射済票にあつては赤、令和6年度に実施する狂犬病の予防注射の注射済票にあつては青とし、その後は順次これを繰り返すものとする。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別記様式第9号の2の改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定は、同年3月2日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の別記様式第8号の2による鑑札は、改正後の別記様式第8号の2によるものとみなす。
- 3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際現に交付されている改正前の別記様式第9号の2による注射済票は、改正後の別記様式第9号の2によるものとみなす。
- 4 改正後の別記様式第9号の2の規定は、令和4年度の注射済票から適用し、令和3年度の注射済票については、なお従前の例による。

金沢市危険物規制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月20日

金沢市長 山 野 之 義

#### ●金沢市規則第65号

金沢市危険物規制規則の一部を改正する規則

金沢市危険物規制規則（昭和58年規則第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「危険物 仮貯蔵 承認申請書（様式第1号）」を「省令第1条の6に規定する申請書」に改め、  
仮取扱い

同条第2項中「様式第1号の2」を「様式第1号」に改める。

様式第1号を削り、様式第1号の2を様式第1号とする。

#### 附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

## 選挙管理委員会告示

#### ●金沢市選挙管理委員会告示第42号

金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙公報の発行に関する条例施行規程（昭和51年選挙管理委員会告示第14号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月20日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

第2条中「1通」を「(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))によるものを含む。以下同じ。)」に改める。

第3条中「1葉」の次に「又はこれに相当する電磁的記録(以下「写真等」という。))」を加え、「おいては、」を「おいて、写真を添えるときにあつては」に、「記載しなければ」を「記載し、電磁的記録を添えるときにあつては当該電磁的記録に撮影年月日を記録しなければ」に改める。

第4条第1項中「に活字、ペン又は毛筆を用いて、黒色の色素により、記載しなければ」を「又はこれに準じて委員会が作成し、提供する電磁的記録に無彩色で記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第2項中「漢字、平仮名、片仮名、数字等の」を削り、「記載する」を「記載し、又は記録する」に改め、同条第3項中「写真欄に使用する候補者の写真」を「前条の規定により提出する候補者の写真等」に改め、同条第4項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に、「おいては、党派」を「おいて、党派(党派に付する「届出」及び「公認」の文字を含む。))」に、「職業」を「生年月日」に、「記載する」を「記載し、又は記録する」に改め、同条第5項中「戸籍簿欄」を「戸籍簿」に、「第88条第7項」を「第88条第8項」に、「記載する」を「記載し、又は記録する」に改め、同条第6項中「記載しよう」を「記載し、又は記録しよう」に改める。

第5条第1項中「記載した掲載文の」を「記載し、又は記録した掲載文を添えた」に、「記載の」を「記載又は記録の」に改める。

第6条第1項中「1通」を削り、同条第3項中「写真」を「写真等」に、「おいては」を「おいて」に改め、「1通」及び「1葉」を削る。

第7条から第9条までの規定中「写真」を「写真等」に改める。

### 病 院 事 業 管 理 規 程

金沢市立病院会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年12月20日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

#### ●金沢市病院事業管理規程第5号

金沢市立病院会計規程の一部を改正する規程

金沢市立病院会計規程（平成25年病院事業管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第21条の見出し中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条第1項中「第231条の2第6項」を「第231条の2の2」に、「同項」を「納入義務者が同法第231条の2の3第1項」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に、「による納付の承認をした」を「に収入の納付を委託した」に、「当該承認をした」を「指定納付受託者による納付である」に改め、同条第2項中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に、「当該承認」を「当該委託」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 第1項の場合において、企業出納員は、次の形式の印を使用するものとする。



丸型ゴム印日付回転式  
径2.5cm

#### 附 則

- 1 この規程は、令和4年1月4日から施行する。
- 2 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第19条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第6条の規定による改正前の地方自治法第231条の2第6項の承認をする場合にあっては、改正前の第21条の規定は、なおその効力を有する。

令和3年(2021年)12月20日 印刷	発行人	金 沢 市
令和3年(2021年)12月20日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所 石川県金沢市玉銚4丁目166番地	(株) 共 栄